

議案第14号

城陽市介護保険条例の一部改正について

城陽市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めたので、  
議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

(2024年)

城陽市長 奥田敏晴

城陽市介護保険条例の一部を改正する条例

城陽市介護保険条例（平成12年城陽市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
(保険料率)	(保険料率)
第4条 <u>令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u>	第4条 <u>令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u>
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>27,540円</u>	(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>26,630円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>38,240円</u>	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>36,810円</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>42,830円</u>	(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>42,070円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>52,010円</u>	(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>55,880円</u>
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>61,180円</u>	(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>65,730円</u>
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>68,830円</u> ア・イ 略	(6) 次のいずれかに該当する者 <u>73,950円</u> ア・イ 略
(7) 次のいずれかに該当する者 <u>76,480円</u> ア・イ 略	(7) 次のいずれかに該当する者 <u>82,170円</u> ア・イ 略
(8) 次のいずれかに該当する者 <u>91,770円</u> ア・イ 略	(8) 次のいずれかに該当する者 <u>98,600円</u> ア・イ 略
(9) 次のいずれかに該当する者 <u>97,890円</u> ア・イ 略	(9) 次のいずれかに該当する者 <u>105,170円</u> ア・イ 略
(10) 次のいずれかに該当する者 <u>104,010円</u> ア・イ 略	(10) 次のいずれかに該当する者 <u>111,750円</u> ア・イ 略
(11) 次のいずれかに該当する者 <u>110,1</u>	(11) 次のいずれかに該当する者 <u>118,3</u>

30円

ア・イ 略

(12) 次のいずれかに該当する者 116, 2

50円

ア・イ 略

(13) 次のいずれかに該当する者 122, 3

60円

ア・イ 略

(14) 次のいずれかに該当する者 128, 4

80円

ア・イ 略

(15) 次のいずれかに該当する者 134, 6

00円

ア・イ 略

(16) 次のいずれかに該当する者 140, 7

20円

ア・イ 略

(17) 次のいずれかに該当する者 152, 9

50円

ア・イ 略

(18) 前各号のいずれにも該当しない者 16

5, 190円

ア・イ 略

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、15, 300円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの保険料率について準用する。この場合において、前項中「15, 300円」とあるのは、「22, 950円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの保険料率について準用する。この場合において、第2項中「15, 30

20円

ア・イ 略

(12) 次のいずれかに該当する者 124, 8

90円

ア・イ 略

(13) 次のいずれかに該当する者 131, 4

60円

ア・イ 略

(14) 次のいずれかに該当する者 138, 0

40円

ア・イ 略

(15) 次のいずれかに該当する者 144, 6

10円

ア・イ 略

(16) 次のいずれかに該当する者 151, 1

80円

ア・イ 略

(17) 次のいずれかに該当する者 184, 0

50円

ア・イ 略

(18) 前各号のいずれにも該当しない者 21

6, 910円

ア・イ 略

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、15, 450円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの保険料率について準用する。この場合において、前項中「15, 450円」とあるのは、「23, 670円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの保険料率について準用する。この場合において、第2項中「15, 45

0円」とあるのは、「39,770円」と読み替えるものとする。

0円」とあるのは、「41,740円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、令和6年度(2024年度)分の保険料から適用し、令和5年度(2023年度)以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 提案理由

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市介護保険条例（平成12年城陽市条例第15号）について所要の改正を行いたいので、介護保険法（平成9年法律第123号）第129条第2項及び第146条の規定に基づいて、本案を提案するものである。

## 参照条文

介護保険法（抜粋）

（保険料）

第129条 略

2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3・4 略

（条例等への委任）

第146条 この節に規定するもののほか、保険料の賦課及び徴収等に関する事項（特別徴収に関するものを除く。）は政令で定める基準に従って条例で、特別徴収に関して必要な事項は政令又は政令で定める基準に従って条例で定める。

城陽市介護保険条例の一部改正条例要綱

1 改正の概要

介護保険料について、第1段階から第3段階及び第17段階、第18段階の料率を改める（第4条第1項関係）。

第8期（令和3年度から令和5年度）					第9期（令和6年度から令和8年度）						
条例 第4条	段階	対象者	料率	保険料額 (年額：円)	条例 第4条	段階	対象者	料率	保険料額 (年額：円)	保険料額対 第8期伸率	備考
第1号	第1段階	・生活保護受給者 ・非課税世帯で、老齢福祉年金受給者 ・非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入の合計額80万円以下	0.45	27,540	第1号	第1段階	同左	0.405	26,630	-3.3%	変更
第2号	第2段階	・非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入の合計額120万円以下	0.625	38,240	第2号	第2段階	同左	0.56	36,810	-3.7%	変更
第3号	第3段階	・非課税世帯で、合計所得金額及び課税年金収入の合計額120万円超	0.7	42,830	第3号	第3段階	同左	0.64	42,070	-1.8%	変更
第4号	第4段階	・課税世帯で本人非課税、合計所得金額及び課税年金収入の合計額80万円以下	0.85	52,010	第4号	第4段階	同左	0.85	55,880	7.4%	
第5号	第5段階 (基準)	・課税世帯で本人非課税、合計所得金額及び課税年金収入の合計額80万円超	1.0	61,180	第5号	第5段階 (基準)	同左	1.0	65,730	7.4%	
第6号	第6段階	・本人課税で、合計所得金額125万円以下	1.125	68,830	第6号	第6段階	同左	1.125	73,950	7.4%	
第7号	第7段階	・本人課税で、合計所得金額125万円超200万円未満	1.25	76,480	第7号	第7段階	同左	1.25	82,170	7.4%	
第8号	第8段階	・本人課税で、合計所得金額200万円以上300万円未満	1.5	91,770	第8号	第8段階	同左	1.5	98,600	7.4%	
第9号	第9段階	・本人課税で、合計所得金額300万円以上400万円未満	1.6	97,890	第9号	第9段階	同左	1.6	105,170	7.4%	
第10号	第10段階	・本人課税で、合計所得金額400万円以上500万円未満	1.7	104,010	第10号	第10段階	同左	1.7	111,750	7.4%	
第11号	第11段階	・本人課税で、合計所得金額500万円以上600万円未満	1.8	110,130	第11号	第11段階	同左	1.8	118,320	7.4%	
第12号	第12段階	・本人課税で、合計所得金額600万円以上700万円未満	1.9	116,250	第12号	第12段階	同左	1.9	124,890	7.4%	
第13号	第13段階	・本人課税で、合計所得金額700万円以上800万円未満	2.0	122,360	第13号	第13段階	同左	2.0	131,460	7.4%	
第14号	第14段階	・本人課税で、合計所得金額800万円以上900万円未満	2.1	128,480	第14号	第14段階	同左	2.1	138,040	7.4%	
第15号	第15段階	・本人課税で、合計所得金額900万円以上1,000万円未満	2.2	134,600	第15号	第15段階	同左	2.2	144,610	7.4%	
第16号	第16段階	・本人課税で、合計所得金額1,000万円以上	2.3	140,720	第16号	第16段階	同左	2.3	151,180	7.4%	
第17号	第17段階	・本人課税で、合計所得金額1,500万円以上	2.5	152,950	第17号	第17段階	同左	2.8	184,050	20.3%	変更
第18号	第18段階	・本人課税で、合計所得金額2,000万円以上	2.7	165,190	第18号	第18段階	同左	3.3	216,910	31.3%	変更

※課税・非課税は、市府民税

2 施行期日

令和6年（2024年）4月1日